**設計業務等委託契約書**

１．委託業務の名称

２．委託業務の場所

３．　　　　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

４．　　　　　一金　　　　　　　　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　　　円也）

５．　　　　　一金　　　　　　　　　　　　　　　円也

６．前　払　金　額　　　　　一金　　　　　　　　　　　　　　　円也

７．成果品の納入場所

上記の委託業務について，発注者と受注者は，各々の対等な立場における合意に基づいて， 別添の条項によって公正な委託契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し，発注者及び受注者が記名押印の上，各自その１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　発注者　　塩竈市長　　　佐　藤　　　光　樹

受注者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条 発注者及び受注者は，この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき，設計図書

（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同

じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約書及び設計図書（以下「契約書等」という。）を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し，契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その業務委託料を受注者に支払うものとする。

３　発注者は，その意図する成果物を完成させるため，業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において，受注者又は受注者の管理技術者は，当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は，契約書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議を行った場合を除き，業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

６　受注者は，この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては，設計図書の個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

８　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

10　契約書等における期間の定めについては，民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第60条の規定により，発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。) の申立てについては，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示，催告，請求，通知，報告，申出，承諾，質問，回答及び解除（以下「指示等」という。）は，書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，緊急やむを得ない事情がある場合には，発注者及び受注者は，前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において，発注者及び受注者は，既に行った指示等を書面に記載し，７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は，この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは，当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（着手届及び業務工程表の提出）

第３条　受注者は，この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて着手届及び業務工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。

２　発注者は，必要があると認めるときは，前項の業務工程表を受理した日から７日以内に，受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において，

発注者は，必要があると認めるときは，受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において，第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて，前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は，この契約の締結と同時に，頭書の契約保証金により，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行，発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２ 　受注者は，前項の規定による保険証券の寄託に代えて，電子情報処理組織を使用す

る方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって，当該履行保証保険契約の相手方が定め，発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において，受注者は，当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第1項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第５項において「保証

の額」という。）は，業務委託料の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は，当該保証は第55条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により，受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

６　業務委託料の変更があった場合には，保証の額が変更後の業務委託料の10分の１に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し，貸与し，又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは，発注者は，特段の理由がある場合を除き，受注者の業務委託料債権の譲渡について，第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は，前項の規定により，第１項ただし書の承諾を受けた場合は，業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず，またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第６条 受注者は，成果物（第38条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第８条の２において同じ。) が著作権法 (昭和45年法律第48号) 第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には，当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は，成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず，当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は，成果物が著作物に該当する場合には，受注者が承諾したときに限り，既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は，成果物が著作物に該当する場合において，発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは，その改変に同意する。また，発注者は，成果物が著作物に該当しない場合には，当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は，成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず，発注者が承諾した場合には，当該成果物を使用又は複製し，及び第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は，受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について，受注者が承諾した場合には，別に定めるところにより，当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託の制限等）

第７条　受注者は，業務の全部を一括して，又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

２　受注者は，業務の一部を第47条第10号イからホまでに掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し，又は請け負わせてはならない。

３　受注者は，第１項の主たる部分のほか，発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

４　受注者は，業務の一部を第三者に委任し，又は請け負わせようとするときは，あらかじめ，発注者の承諾を得なければならない。ただし，発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し，又は請け負わせようとするときは，この限りでない。

５　発注者は，受注者に対して，業務の一部を委任し，又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその履行方法を指定した場合において，設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第８条の２　受注者は，自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い，又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第３条に基づく意匠登録を受けるときは，発注者に対し，本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

２　受注者は，本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

（調査職員）

第９条　発注者は，調査職員を置いたときは，その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも，同様とする。

２　調査職員は，この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2)　契約書等に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4)　業務の進捗の確認，設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　発注者は，２人以上の調査職員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を，調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定による調査職員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は，設計図書に定めるものを除き，調査職員を経由して行うものとする。この場合においては，調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第10条　受注者は，業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも，同様とする。

２　管理技術者は，この契約の履行に関し，業務の管理及び統轄を行うほか，業務委託料の変更，履行期間の変更，業務委託料の請求及び受領，第14条第１項の請求の受理，同条第２項の決定及び通知，同条第３項の請求，同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は，前項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

第11条　受注者は，設計図書に定める場合には，成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも，同様とする。

２　照査技術者は，前条第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

第12条　地元関係者との交渉等は，発注者が行うものとする。この場合において，発注者の指示があるときは，受注者はこれに協力しなければならない。

２　前項の場合において，発注者は，当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第13条　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において，当該土地の所有者等の承諾が必要なときは，発注者がその承諾を得るものとする。この場合において，発注者の指示があるときは，受注者は，これに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第14条　発注者は，管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第７条第４項の規定により受注者から業務を委任され，若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置を執るべきことを請求することができる。

２　受注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は，調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置を執るべきことを請求することができる。

４　発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第15条　受注者は，設計図書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第16条　発注者が受注者に貸与し，又は支給する調査機械器具，図面その他業務に必要な物品等( 以下「貸与品等」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによる。

２　受注者は，貸与品等の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は，貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は，設計図書に定めるところにより，業務の完了，設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は，故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第17条　受注者は，業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において，調査職員がその修補を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，必要に応じ，履行期間又は業務委託料を変更するとともに，受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第18条　受注者は，業務を行うに当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに発注者に通知し，その確認を請求しなければならない。

(1)　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5)　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は，前項の規定による確認を請求されたとき，又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）を取りまとめ，調査の終了後14日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において，発注者は，必要があると認められるときは，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは，履行期間又は業務委託料を変更し，及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条　発注者は，前条第４項の規定によるほか，必要があると認めるときは，設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して，設計図書等を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し，及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって，受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため，受注者が業務を行うことができないと認められるときは，発注者は，業務の中止内容を直ちに受注者に通知して，業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２ 発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，業務の中止内容を受注者に通知して，業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３ 発注者は，前２項の規定により業務を一時中止した場合において，必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し，及び受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第21条 受注者は，設計図書等について，技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し，又は発案したときは，発注者に対して，当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２ 発注者は，前項に規定する受注者の提案を受けた場合において，必要があると認めるときは，設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

３ 発注者は，前項の規定により設計図書等が変更された場合において，必要があると認められるときは，履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第22条 発注者は，履行期間の延長又は短縮を行うときは，この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第23条 受注者は，その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２ 発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，履行期間を延長しなければならない。発注者は，その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，業務委託料について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第24条 発注者は，特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは，履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２ 発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは，業務委託料を変更し，及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第25条 履行期間の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては，発注者が履行期間の変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第26条 業務委託料の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

３ この契約書の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第27条 受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置を執らなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ，発注者の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２ 前項の場合においては，受注者は，その執った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３ 発注者は，災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

４ 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第28条 成果物の引渡し前に，成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項，第２項若しくは第３項又は第30条第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について，当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは，受注者がその賠償金を負担する。

２ 前項の規定にかかわらず，同項に規定する賠償金（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち，発注者の指示，貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者がその賠償金を負担する。ただし，受注者が，発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

３ 業務を行うにつき通常避けることができない騒音，振動，地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）について，当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは，発注者がその賠償金を負担しなければならない。ただし，業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。

４ 前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により，試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第53条において「業務の出来形部分」という。），仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し，その結果を受注者に通知しなければならない。

３ 受注者は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，当該損害による費用負

担を発注者に請求することができる。

４ 発注者は，前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは，

当該損害の額（業務の出来形部分，仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち，業務委託料の100分の１を超える額を負担しなければならない。

５ 損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより，

算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

６ 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と，「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と，「業務委託料の100分の１を超える額」とあるのは「業務委料の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替え，同項の規定を準用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は，第８条，第17条から第21条まで，第24条，第27条又は第28条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は，業務を完了したときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は，

前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下，設計図書に定めるところにより，業務の完了を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３ 発注者は，前項の検査によって業務の完了を確認した後，受注者が成果物の引渡しを申し出たときは，直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４ 発注者は，受注者が前項の申出を行わないときは，当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，受注者は，当該請求に直ちに応じなければならない。

５ 受注者は，業務が第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

（業務委託料の支払）

第33条 受注者は，前条第２項の検査に合格したときは，業務委託料の支払を請求することができる。

２ 発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３ 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第34条 発注者は，第32条第３項若しくは第４項又は第38条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても，成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２ 前項の場合においては，発注者は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３ 発注者は，第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第35条 受注者は，保証事業会社と，契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，頭書の前払金額（業務委託料の10分の3以内の額）を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２ 受注者は，前項の規定による保証証書の寄託に代えて，電磁的方法であって，当該保証 契約の相手方たる保証事業会社が定め，発注者が認めた措置を講ずることができる。この 場合において，受注者は，当該保証証書を寄託したものとみなす。

３ 発注者は，第１項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

４ 受注者は，業務委託料が著しく増額された場合においては，その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては，前項の規定を読み替えて準用する。

５ 受注者は，業務委託料が著しく減額された場合において，受領済の前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは，受注者は，業務委託料が減額された日から30日以内に，その超過額を返還しなければならない。ただし，本項の期間内に第38条の規定による支払をしようとするときは，発注者は，その支払額の中からその超過額を控除することができる。

６ 前項の超過額が相当の額に達し，返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし，業務委託料が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

７ 発注者は，受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は，前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２ 受注者は，前項に規定する場合のほか，業務委託料が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３ 受注者は，第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて，電磁的方法であって，当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め，発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において，受注者は，当該保証証書を寄託したものとみなす。

４ 受注者は，前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は，前払金をこの業務の材料費，労務費，外注費，機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分引渡し）

第38条 成果物について，発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の業務が完了したときについては，第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と，「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と，同条第４項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて，これらの規定を準用する。

２ 前項に規定する場合のほか，成果物の一部分が完了し，かつ，可分なものであるときは，発注者は，当該部分について，受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において，第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と，「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と，同条第４項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて，これらの規定を準用する。

３ 前２項の規定により準用される第33条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は，次の各号に掲げる式により算定する。この場合において，第１号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第２号中「引渡部分に相応する業務委託料」は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が前２項において準用する第33条第１項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

(1) 第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

(2) 第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第39条 債務負担行為に係る契約において，各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は，次のとおりとする。

年度　　　　 　　　　円

年度　　　　　　　　 円

年度　　　　 　　　　円

２ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は，次のとおりである。

年度　　　　　　　　 円

年度　　　　　　　　 円

年度　　　　　　　　 円

３ 頭書の前払金の各会計年度における支払の限度額は，次のとおりである。

年度　　　　　 　　　円

年度 　　　　　　　　円

年度　　　　　　　　 円

４ 発注者は，予算上の都合その他の必要があるときは，第１項の支払限度額，第２項の出来高予定額及び前項の前払金支払限度額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第40条 債務負担行為に係る契約の前金払については，第35条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては，各会計年度末）」と，第35条第４項，第５項及び第６項並びに第36条第２項中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて，これらの規定を準用する。ただし，この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては，受注者は，発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

２ 前項の場合において，契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには，前項の規定による読み替え後の第35条第１項の規定にかかわらず，受注者は，契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

（適用除外）

第41条 第39条及び前条の規定は，この契約が債務負担行為に係る契約でない場合には適用しない。

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は，発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき，第三者を代理人とすることができる。

２ 発注者は，前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において，受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは，当該第三者に対して第33条（第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第43条 受注者は，発注者が第35条又は第38条において準用される第33条の規定による支払を遅延し，相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは，業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては，受注者は，その理由を明示した書面により，直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は，前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において，必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し，又は受注者が増加費用を必要とし，若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第44条 発注者は，引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注者に対し，成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２ 前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３ 第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告をすることなく，直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をし

ないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか，発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を

受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第45条 発注者は，業務が完了するまでの間は，次条又は第47条の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

２ 発注者は，前項の規定によりこの契約を解除した場合において，受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第46条 発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

(1) 第５条第４項に規定する書類を提出せず，又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく，業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込

みがないと認められるとき。

(4) 管理技術者を配置しなかったとき。

(5) 第54条第１項各号のいずれかに該当するとき。

(6) 正当な理由なく，第44条第１項の履行の追完がなされないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第47条 発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用した

とき。

(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒

絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達

することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行

しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか，受注者がその債務の履行をせず，発注者が前条の催告を

しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この

号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者の役員等（法人の場合は，非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者，その他の団体の場合は，法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等，個人の場合は，その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合，又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 受注者又は受注者の役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し，関与する等これと関わりを持つ者として，警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 受注者又は受注者の役員等が，暴力団，暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

ニ 受注者又は受注者の役員等が，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 受注者又は受注者の役員等が，暴力団等であることを知りながら，これと取引した

り，又は不当に利用していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第49条 受注者は，発注者がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第50条 受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が業務の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第52条 この契約が解除された場合には，第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし，第38条に規定する部分引渡しに係る部分については，この限りでない。

２ 発注者は，前項の規定にかかわらず，この契約が業務の完了前に解除された場合において，受注者が既に業務を完了した部分（第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には，当該引渡部分を除くものとし，以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは，既履行部分を検査の上，当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において，発注者は，当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３ 前項に規定する既履行部分委託料は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第53条 この契約が業務の完了前に解除された場合において，第35条の規定による前金払があったときは，受注者は，第46条，第47条又は第55条第３項の規定による解除にあっては，当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは，その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を，第45条，第49条又は第50条の規定による解除にあっては，当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず，この契約が業務の完了前に解除され，かつ，前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において，第35条の規定による前払金があったときは，発注者は，当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は，その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において，受領済みの前払金になお余剰があるときは，受注者は，第46条，第47条又は第55条第３項の規定による解除にあっては，当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を，第45条，第49条又は第50条の規定による解除にあっては，当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３ 受注者は，この契約が業務の完了前に解除された場合において，貸与品等があるときは，当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４ 受注者は，この契約が業務の完了前に解除された場合において，作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。），調査機械器具，仮設物その他の物件（第７条第４項の規定により，受注者から業務の一部を委任され，又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，作業現場を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。

５ 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は，次の各号に掲げる撤去費用等につき，それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第46条，第47条又は第55条第３項によるときは受注者が負担し，第45条，第49条又は第50条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具，仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

６ 第４項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，及び発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により，発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

７ 第３項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限，方法等については，この契約の解除が第46条，第47条又は第55条第３項によるときは発注者が定め，第45条，第49又は第50条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，第３項後段及び第４項に規定する受注者の執るべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

８ 業務の完了後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（公正入札違約金）

第54条 受注者は，この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは，発注者の請求に基づき，業務委託料の額の１００分の２０に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も，同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に，当該排除措置命令等について同法第３条第１項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け，行政事件訴訟法第８条第１項の規定により提起した抗告訴訟

に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前２号の規定に該当しない場合であって，独禁法第７条の２第１項の規定により課徴

金を納付すべき事業者が，独禁法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条による刑が確定したとき。

２ 前項の場合において，受注者が共同企業体であり，既に解散している場合は，代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において，代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して発注者に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第46条又は第47条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が

不能であるとき。

２ 次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は，業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第46条又は第47条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に，受注者がその債務の履行を拒否し，又は受注者の責めに帰すべ

き事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。

５ 第１項第１号に該当し，発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は，業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき，遅延日数に応じ，財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

６ 第２項の場合（第47条第８号及び第10号の規定により，この契約が解除された場合を除く。）において，第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条 受注者は，発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

２ 第33条第２項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は引き渡された成果物に関し，第32条第３項又は第４項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から３年以内でなければ，契約不適合を理由とした履行の追完の請求，損害賠償の請求，代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２ 前項の請求等は，具体的な契約不適合の内容，請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して，受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３ 発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り，その旨を受注者に通知した場合において，発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは，契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４ 発注者は，第１項の請求等を行ったときは，当該請求等の根拠となる契約不適合に関し，民法の消滅時効の範囲で，当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５ 前各項の規定は，契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず，契約不適合に関する受注者の責任については，民法の定めるところによる。

６ 民法第637条第１項の規定は，契約不適合責任期間については適用しない。

７ 発注者は，成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに受注者に通知しなければ，当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし，受注者がその契約不適合があることを知っていたときは，この限りでない。

８ 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容，発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは，発注者は当該契約不適合を理由として，請求等をすることができない。ただし，受注者がその記載内容，指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（保険）

第58条 受注者は，設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき，又は任意に保険を付しているときは，当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金，違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで財務大臣が決定する率の割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（紛争の解決）

第60条 この契約書の各条項において，発注者と受注者との協議して定めるものにつき協議が調わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときには，発注者及び受注者は，協議の上，調停人１人を選任し，当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において，紛争の処理に要する費用については，発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き，調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し，その他のものは発注者と受注者がそれぞれが負担する。

２ 前項の規定にかかわらず，管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争，受注者の使用人又は受注者から業務を委任され，又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については，第14条第２項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ，発注者及び受注者は，前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３ 第１項の規定にかかわらず，発注者又は受注者は，必要があると認めるときは，同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（その他）

第61条 この契約書等に定めのない事項については，必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

（別記）

　　　個人情報取扱事務特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務（以下「事務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取扱従事者の明確化等）

第３条　受注者は、事務の処理のために個人情報を取り扱うときは、個人情報を取り扱う従事者（以下「取扱従事者」という。）を定め、書面等により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、取扱従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

３　受注者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう取扱従事者を監督しなければならない。

４　取扱従事者は、受注者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（持ち出しの禁止）

第４条　受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を契約等が定める業務遂行場所から持ち出してはならない。

（収集の制限）

第５条　受注者は、事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第６条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失又はき損の防止等）

第７条　受注者は、事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第８条　受注者は、取扱従事者に対して、在職中及び退職後においても事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること及び特記事項における取扱従事者が遵守すべき事項その他事務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（資料の返還等）

第９条　受注者は、事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、次条の規定により発注者の承諾を得て複写又は複製したものについては、確実に廃棄又は消去しなければならない。

（複写等の禁止）

第１０条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は送信してはならない。また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。

（再委託の承諾）

第１１条　受注者は、事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者に再委託をしてはならない。なお、再委託した事務をさらに委託する場合以降も同様とする。

２　受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、事務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

３　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

４　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　受注者は、再委託先に対して事務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

（実地調査）

第１２条　発注者は、受注者が事務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

（指示及び報告等）

第１３条　発注者は、受注者が事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第１４条　受注者は、事務に関し個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故（次項において「個人情報の漏えい等の事故」という。）が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

２　発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

設計業務等委託契約　共通仕様書

１　総則

　１－１　適用

　　１　委託契約書（以下「契約書」という。）及び仕様書の間に相違がある場合、優先順位は次の（１）から（４）の順とする。

1. 質問回答書
2. 別冊の図面
3. 特記仕様書
4. 共通仕様書

　　２　受注者は、前項の規定により難い場合又は仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、発注者と協議するものとする。

　１－２　用語の定義

　　１　「担当職員」とは、当該契約業務の範囲内において受注者又は管理技術者、照査技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者。契約書第９条に定める調査職員、業務担当者をいう。

　　２　「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第１０条の規定に基づき受注者が定めた者をいう。

　　３　「契約図書」とは、契約書及び仕様書をいう。

　　４　「仕様書」とは、質問回答書、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書をいう。

　　５　「指示」とは、発注者が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

　　６　「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

　　７　「通知」とは、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

　　８　「報告」とは、受注者が発注者に対し、業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。

　　９　「承諾」とは、受注者が発注者に対し、書面で申し出た業務遂行上必要な事項について、発注者が書面により同意することをいう。

　　１０　「協議」とは、書面により業務遂行上必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

２　業務の範囲

　契約図書による。

３　業務の実施

　３－１　業務の着手

　　契約締結後１４日以内に業務に着手しなければならない。着手とは管理技術者が業務実施のため担当職員と打ち合わせを開始することをいう。

　３－２　実施方針の策定

　　受注者は、契約書第３条に定める業務工程表を提出しなければならない。また、契約図書及び担当職員との打ち合わせをもとに、業務の実施方針書（様式任意）を策定し、担当職員に提出しなければならない。（発注者の同意があれば、実施方針書と業務工程表を兼ねることができる。）

　３－３　守秘義務

　　受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては「個人情報取扱事務特記事項」に基づくものとする。

　３－４　再委託

　　１　契約書第７条に定める再委託をする場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、再委託先が塩竈市の指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中は再委託することはできない。

　　２　受注者は再委託先に対し、業務実施に際しての適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

３－５　管理技術者

　受注者は契約書第１０条に定める管理技術者を選任し、発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は日本語に堪能でなければならない。

３－６　関係官公庁への手続き等

　１　受注者は業務実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続に協力しなければならない。

　２　受注者は業務を実施するために関係官公庁への手続が必要な場合には、速やかに行うものとし、その内容を担当職員に報告しなければならない。

　３－７　打合せ及び記録

　　業務を円滑に実施するため、管理技術者と担当職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打ち合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

３－８　成果物

　１　受注者は業務の履行状況が確認できるよう、業務記録簿を作成しなければならない。

　２　業務記録簿には業務の実施状況が確認できるよう適宜写真を添付すること。

　３　その他特記仕様書等で指定した成果品を提出すること。

　３－９　検査

　　１　受注者は、業務が完了したときは、契約書第３２条に基づき、業務完了報告書を提出し、発注者による検査を受けなければならない。

　　２　受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、担当職員に提出しておかなければならない。

　　３　発注者は、管理技術者立会のうえ、契約書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

1. 成果物の検査
2. 業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）